備考　1　表側は白色のプラスチック板を、裏側は薄茶色のプラスチック膜を用い、プラスチック板の裏面にプラスチック膜を貼り付けること。

2　種類欄には、運転経歴証明書の交付を受けた者が取消しを受けた免許の種類を表す略号を、上欄左端から数えて、大型免許については1番目の項に、中型免許については2番目の項に、普通免許については3番目の項に、大型特殊免許については4番目の項に、大型二輪免許については5番目の項に、普通二輪免許については6番目の項に、小型特殊免許については7番目の項に、下欄左端から数えて、原付免許については1番目の項に、牽引免許については2番目の項に、大型第二種免許については3番目の項に、中型第二種免許については4番目の項に、普通第二種免許については5番目の項に、大型特殊第二種免許については6番目の項に、牽引第二種免許については7番目の項に、それぞれ記載すること。

3　備考欄には、運転経歴証明書の記載事項の変更に係る事項その他必要な事項を記載すること。

4　図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別表第二の次に次の1表を加える。

別表第二の二（第三十条の十一関係）

略語	意味
大型	大型自動車免許
中型	中型自動車免許
普通	普通自動車免許
大特	大型特殊自動車免許
大自二	大型自動二輪車免許
普自二	普通自動二輪車免許
小特	小型特殊自動車免許
原付	原動機付自転車免許
け引	牽引免許
大二	大型自動車第二種免許
中二	中型自動車第二種免許
普二	普通自動車第二種免許
大特二	大型特殊自動車第二種免許
け引二	牽引第二種免許
二・小・原	大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許、小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許

附　則

（施行期日）

1　この府令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第六条の四及び第六条の六の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この府令の施行前に運転経歴証明書の交付を受けた者に対するこの府令による改正後の道路交通法施行規則（以下「新府令」という。）第三十条の十三の規定の適用については、同条第一項中「運転経歴証明書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、その者」とあるのは「その者」と、「できる。」とあるのは「できる。ただし、法第百四条の四第二項の規定によりその者の免許が取り消された日から五年を経過している場合にあつては、その記載事項が判読できる運転経歴証明書をその者が所持しているときに限る。」とする。

3　前項の規定により読み替えて適用される新府令第三十条の十三第一項の規定による運転経歴証明書の再交付を受けた者については、この府令の施行後に新たに運転経歴証明書の交付を受けた者とみなして新府令第三十条の十二から第三十条の十四までの規定を適用し、前項の規定は適用しない。

4　この府令の施行前に運転経歴証明書の交付を受けた者（前項に規定する再交付を受けた者を除く。）については、新府令第三十条の十二及び第三十条の十四（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

○内閣府令第七十一号

家庭用品品質表示法施行令（昭和三十七年政令第三百九十号）第四条第五項及び第六項の規定に基づき、家庭用品品質表示法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十三年十二月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　藤村　修

家庭用品品質表示法施行規則の一部を改正する内閣府令

家庭用品品質表示法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第百六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「都道府県知事」の下に「又は市長」を加え、「第四条第三項」を「第四条第五項」に改め、各号列記以外の部分に後段として次のように加える。

この場合において、市長にあっては、当該市を包括する都道府県の知事を通じて消費者庁長官に送付しなければならない。

第二条の前の見出し中「都道府県知事」の下に「又は市長」を加え、同条中「都道府県知事」の下に「又は市長」を加え、「第四条第四項」を「第四条第六項」に改め、各号列記以外の部分に後段として次のように加える。

この場合において、市長にあっては、当該市を包括する都道府県の知事を経由して消費者庁長官に提出しなければならない。

第三条中「都道府県知事」の下に「又は市長」を加え、「第四条第四項」を「第四条第六項」に改め、各号列記以外の部分に後段として次のように加える。

この場合において、市長にあっては、当該市を包括する都道府県の知事を経由して消費者庁長官に提出しなければならない。

第四条第一項中「都道府県知事」の下に「又は市長」を加え、「第四条第四項」を「第四条第六項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市長にあっては、当該市を包括する都道府県の知事を経由して消費者庁長官に提出しなければならない。

第四条第二項中「都道府県知事」の下に「又は市長」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市長にあっては、当該市を包括する都道府県の知事を経由して消費者庁長官に提出しなければならない。

様式第1中「都道府県名」の次に「又は市名」を加え、同様式記載要領1中「他の都道府県を国」を「国、他の都道府県又は市」に改める。

附　則

この府令は、平成二十四年四月一日から施行する。

○内閣府令第七十二号

津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）の施行に伴い、及び金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三十七条の三第一項第七号の規定に基づき、金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十三年十二月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　藤村　修